

家族の多様化と家族政策 —家族をめぐるサポート・ネットワークの観点から—

松信 ひろみ

駒澤大学文学部准教授

1はじめに

様々な社会政策と同様に、家族政策も、ある一定の対象となる家族、すなわち典型的なモデルを設定した上で、その対象となる家族が一定の恩恵を受けるように策定されているとみなすことができる。したがって、そもそも典型モデルから逸脱する家族は、政策の恩恵を受けられないばかりでなく、典型的な家族モデルに合致しない逸脱した家族が増加した場合、その家族政策は有効性を失うことになる。つまり、どのような家族を典型的な家族モデルとして採用するかにより、また、人々にとってその典型家族モデルの実現可能性の程度によって、家族政策の有効性が異なることになるといえる。

少なくとも、20世紀中盤までは、典型的な家族モデルを描くことができた。しかし、20世紀後半以降、グローバライゼーションの進展などから、家族は多様化し、典型的な家族モデルは設定しにくくなっている。日本においては、多様化の進展の程度は、欧米諸国よりも緩やかではあるが、1990年代以降、急速に進

んできているように見受けられる(松信、2007)。では、典型家族が設定できなくなっている現代においては、どのような基準に基づいて家族政策が策定されるべきなのであろうか。

そこで本稿では、時代を「前近代」「近代」「現代」の3つに区分した上で、家族をめぐるサポート・ネットワークに着目し、それぞれの時代における典型的な家族のありかたを歴史的に概観する。それと同時に、その時代に特徴的な家族政策の基準について検討する。そして、この一連の作業を通じて、これから家族政策の基準について検討してみたい。

2家族変動と家族政策

(1) 前近代家族と地域における親族のサポート

いわゆる産業革命以前の前近代社会(18世紀以前)においては、地域における強い親族の連帯に支えられた拡大家族(夫婦と子どもと祖父母)が、中心的な家族のありかたであった(Shorter, 1975 = 1987; Scanzoni, 2000)。前近代社会は、農業や家内工業が主要産業であり、家父長的身分制社会のもと、家族は消費単位であるとともに、生産(経済)単位であった。そして、地域における親族が、あらゆる意味での家族へのサポート機能をはたしていたといえる。現代では、フォーマルな機関やサービスによって担われるような機能も、地域の親族というインフォーマル・サポート・ネットワークによって担われていたのである。たとえば、森岡は、近代家族におけるオグバーンの「家族機能縮

まつのぶ ひろみ

上智大学大学院文学研究科社会学専攻博士課程後期
単位取得退学。長岡大学産業経営学部専任講師を経て
現職。専攻は、家族社会学、ジェンダー論。

主要書著に、『21世紀の家族さがし』(学文社)、『新しい経済社会学』(上智大学出版会)、などがある。

小」説やバージェスの「家族機能専門化」説に依拠しながら、近代家族の機能は愛情機能、パーソナリティ機能に集約しているとする「機能重心推移」説を提唱している（森岡、1993）。そこで近代家族と対比されている前近代社会における家族機能は、保護、経済、社会的地位付与、教育、宗教、娯楽、愛情の7つであり、前近代家族においては、これら7つが家族内および広くは地域の家連合としての親族によって担われていた。しかし、近代社会に入って、愛情機能以外の6つの機能は、フォーマルな専門機関・サービスに代替されるようになったというのである（森岡、前掲書）。

つまり、前近代社会においては、日常生活上の課題、問題は親族を中心とする地域の相互扶助によって解決されていたのである（Scanzoni,2000）。家父長的社會の中で、個人は家族や親族によって拘束されていたが、その半面、相互扶助機能を果たす親族を中心とする地域ネットワークの中に、個人は家族の一員として埋め込まれ、確たるセーフティネットを持っていたといえる。現代社会では、社会保障の対象とされるような、育児、高齢者の扶養といったケアの問題、労働問題でさえも、こうした親族ネットワークの中で解決されていたのである（Scanzoni,2000）。

（2）近代家族と家族の孤立化

しかし、市民革命による家父長的身分社会の崩壊、産業革命による生産革命の勃発により、家族の形は大きな変化を遂げることになる。近代家族の誕生である（Shorter,1975 = 1987；Oakley,1974 = 1986）。近代家族とは、落合によれば、①家内領域と公共領域との分離、②家族構成員相互の強い情緒的関係、③子ども中心主義、④男は公共領域、女は家内領域という性別役割分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退とプライバシーの成立、⑦非親族の排除、⑧核家族（夫婦とその未婚の子どもからなる家族）、という特徴をもつ家族である（落合、2004：105）。

また、近代家族化と都市化は連動しており、村落から雇用労働を求めて都市部に出てきた人々が都市で形成した家族が、まさに近代家族としての特徴を併せ

持つようになる（Burgess and Locke,1945）。そのため、産業構造が第一次産業から第二次産業に移行するに従って、近代家族が浸透するようになる。日本においては、大正期に近代家族の萌芽がみられ、第二次世界大戦後の家制度の崩壊とともに広く一般的に普及したとされる（落合、前掲書）。そして、高度経済成長期には、専業主婦とサラリーマンと子ども二人という、まさに近代家族の典型的形態が家族形態の過半数を占めるようになったのである。

近代家族は、前近代家族にみられた地域における親族の拘束から解放されたものの、前述のように、親族から授受してきた様々なサポートを失うことになる。そこで、親族のサポートに代わり、フォーマルな機関・サービス、そして社会的な制度・政策が、家族にかかる課題・問題処理をサポートすることになるのである（Scanzoni,2000）。

例えば、税制における配偶者控除などは、まさに、性別役割分業に基づく核家族を想定したものであり、幼稚園という幼児を対象とした就学前教育も、日中家庭には専業主婦という家族のケアを専門的に担う存在がいることを前提としたものである。このように、これまでの様々な家族政策は、近代家族を典型的な家族モデルとして、実施されてきたわけである。確かに、高度経済成長期から1980年代前半にかけては、こうした典型的家族が多数を占め、また実現可能であったからこそ、こうした家族政策も有効性を發揮してきた。1986年からの第3号被保険者制度も、それまでに専業主婦家庭が40%を超えたことを受けて施行されたわけであるが、その後は、専業主婦家庭は減少していくことになり、この制度の前提条件が崩れてしまうことになる。しかし、その後の社会構造の変化により、1990年代以降は、近代家族を典型的な家族とみなすことは困難になっているのである（松信、2007）。

（3）現代家族と家族政策

以上概観してきたように、浸透度や多少の形態の相違はある、産業化社会で広くみられるようになった近代家族は、20世紀になつても引き続き典型的な家

族の形として存在してきた。しかし、IT革命やマイノリティ（民族、女性など）を中心とする市民権運動の勃発により、少しづつ、その様相を変えることになる。そして、20世紀後半から21世紀にかけての情報化やグローバライゼーションの進展が、家族の形をも大きく変えたのである。

そもそも、家族を形成するという段階で変化がみられるようになった。前近代、近代社会においては、結婚し、家族を形成することは、生活の保障を得るという意味で人生上不可欠なイベントであった。しかし、日本においては1980年代後半から、未婚化現象が顕著となる。2005年段階での未婚率は、25歳から29歳の女性で59.9%、30歳から34歳の男性では47.7%であり、そして、2005年段階の生涯未婚率が、男性15.96%、女性7.25%という数値からも明らかであるように、そもそも家族形成自体が危うくなっている（以上国勢調査による。ちなみに、1975年の未婚率は、20歳代後半の女性20.2%、30歳代前半の男性14.3%である）。そして、少子化現象は、主として未婚化によって引き起こされていると指摘されてきたが、2000年代に入り、夫婦の子ど�数も減少傾向がみられるようになった。さらには、既婚女性の職業進出による共働き家族の増加など、現代においては、近代家族はもはや典型的な家族モデルではなくなり、典型的な家族モデル自体が設定できなくなっている（松信、2007；2010）。また、かつて日本は、離婚が非常に少ない国として有名であったが、離婚大国アメリカには及ばないものの、現在は婚姻カップルの4組に1組が離婚するという現状であり、離婚の増加に伴い、再婚率も増加しており、家族の多様化に拍車をかけている（松信、2007）。

しかし、現代における家族政策は、戦後の近代家族を前提とした制度をそのまま残存させており、また、シングル、単親家族、再婚家族などが十分視野に入った政策がとられているわけではない。これまでの家族変動の経緯から、今後はますます多様化が進展し、典型モデルは設定できにくいことが推定されるが、多様化が進展する中で、今後の家族政策は、どのような基準に基づいて実施される必要があるのだろうか。

3 現代における家族政策に求められる基準とは

スキャンソーニは、家族の多様化が進展する情報化社会における家族政策の方向性として、ギデンズのアイデアを参考に、以下の6つを指摘している。①自由と義務のバランス、②女性の権利への注目、③女性、男性、子どもへの同等の個人的、政治的エンパワーメント、④対話や民主的な意思決定への参加、⑤世帯の利益、不利益両者に焦点を当てた積極的福祉、⑥暴力への直接的な対決、である（Scanzoni,2000）。こうした方向性に基づき、スキャンソーニは、地域における「擬似親族」の重要性を説く。非親族を構成メンバーとして、かつて前近代社会にみられた地域の親族ネットワークに類似したものをコレクティヴ・ハウスのような形で形成するというのである。ここで重要なのは、異なる家族形態（シングル、単親、共働き、若者、高齢者、子育て期の家族、子どものいない家族など）の人々が集まってともに暮らすということであり、この「擬似親族」がフォーマルとインフォーマルの接点としての役割も果たすということである。

近年のアメリカでは、離婚・再婚の増加による家族の解体・再生、それに伴う家族関係の複雑化の進展により、家族の維持が非常に困難になっているという現状がある。アメリカでは、従来から、家族問題のサポートは、地域の草の根的な民間組織や企業に依存する部分が大きかったが、それだけでは、問題が十分に解決できないという背景からの提言に他ならない。しかし、アメリカの事例に限らず、現代日本の家族政策にも重要であると思われる的是、①異なる形態の家族が連携し、フォーマルとインフォーマルの橋渡しをもすること、②女性の権利への着目とエンパワーメントの促進、である。

親族を中心とする地域のサポートを失った近代家族は、いわば、地域を飛び越えて直接的にフォーマルな機関とつながったわけだが、そうした構造が、サポートを受けにくい状況を生み出したばかりでなく、地域における家族の孤立化をも引き起こした（Parsons and Bales,1956）。地域における家族の孤立化は、家族の

密室化を生み出し、DVや育児放棄、児童虐待、介護自殺など、現代家族の様々な問題の一要因にもなっていると考えられる。都市における近代家族も、地域において全くネットワークを持たないわけではなく、たとえば、子育て期にある母親たちは、近隣の同じ境遇にある母親同士でネットワークを形成しているという指摘もあるが（落合、2004：立山、2010）、それは一部のライフステージや属性にある人々に限られており、家族全体を網羅するには至っていない。

サポート・ネットワークは、異質なネットワークを複数もつことにより、社会関係資本としての効力を發揮する（松信、2000）。前述のように、現代の都市部における家族にみられるネットワークは、同じ境遇にあるいわば同質的な人々が、狭い範囲でネットワークを形成しているに過ぎない。こうした状況は、情緒的サポートならともかく、手段的なサポートとなると、必ずしも有効ではない。異質な人々が連携することで、手段的なサポート機能が増すことになる。

さらに、前述のように、近代家族においては、フォーマルとインフォーマルの明確な分離と、それぞれの領域に男女別の割り振りが行われたことにより、前近代家族では、男性や子ども、そして親族も担っていた育児や介護といったケアにかかる課題・問題処理が、一手に専業主婦である女性へ集中するようになった。ケアに関して専業主婦への加重負担を引き起こしたといえる。しかし、近代家族における家族のプライバティゼーションと「ケア＝愛情表現」という意味づけが、フォーマルな介入を困難にさせた。また、日本は、先進諸国の中でも、男性や子どもの家事育児参加率が非常に低い国として有名であるが、妻が就業していくもその状況に変化はない。共働きが増加した現在でも、ケアの役割は妻に集中しており、かつての専業主婦が抱えてきた問題を、共働きの妻も抱えている（松信、2007）。

さらに、経済的な問題（子どもをもつ母親やシングルマザーの就業のしにくさとそれに伴う貧困の問題など）や暴力という問題を抱えがちなのは主として女性である。こうした点を考えたとき、女性の権利への着目とエンパ

ワーメントは非常に重要な課題である。そればかりでなく、家庭内での役割分担は正にもつながるだろう。

典型的な家族モデルが存在しなくなった現在、家族単位ではなく、「個人単位」を前提とした政策（伊田、1998）、そして、女性のエンパワーメントをも考慮した上で、家族の多様化を生かす形でのフォーマルとインフォーマルをつなぐ「異質な」サポート・ネットワークの充実は、有効な方向性であろう。

いずれにしても、これからの家族政策において、過去の家族への回帰を促すようなものがあつてはならない。今後の家族の方向性を見据えた政策が必要であり、日本に限らず、諸外国でもそうした政策を模索中のである。■

《参考文献》

- Burgess,E.W.and,H.J.Locke,1945,*The Family*, American Book Company.
アンソニー・ギデンズ（佐和隆光訳）、1999、『第三の道－効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社
伊田広行、1998、『シングル単位の社会論』、世界思想社
松信ひろみ、2002、「郊外家族と近代家族一妻の就業と職住近接」、『都市問題』第93巻第5号：73－83
松信ひろみ、2007、「家族の多様化と非典型家族の現状」、『生活経済政策』no.124,May : 3－14
松信ひろみ、2008、「夫婦間の勢力と4つの資本」、渡辺深編著、『新しい経済社会学』、上智大学出版会：227-262
松信ひろみ、2010、「恋愛と結婚と家族」、増子勝義編著、『21世紀の家族さがし』、学文社：90-107
森岡清美、1993、『現代家族変動論』、ミネルヴァ書房
Oakley,Ann,1974,*Woman's Work:The Housewise,past and present.* Deborah Rogers Ltd. (=アン・オークリイ著、岡島芋花訳、1986、『主婦の誕生』三省堂)
落合恵美子、2004、『21世紀家族へ（第3版）』、有斐閣選書
Parsons,T. and R.F.Bales,1956,"Family." ,Routledge and Kegan Paul (=パーソンズ&ペイルズ著、橋爪・溝口・高木・武藤・山村訳、1971、『家族』黎明書房)
Scanzonzi,John,2000, *Designing Families-The Search for Self and Community in the Information Age*, Pine Forge Press.
Shorter,Edward,1975 *The Making the Modern Family*, Basic Books,Ink. (=エドワード・ショーター著、田中・岩橋・見崎・作道訳、1987、『近代家族の形成』、昭和堂)
立山徳子、2007、「家族、個人、ネットワーク」、増子勝義編著、『新版新世紀の家族さがし』、学文社：46-62
立山徳子、2010、「パーソナル・ネットワークからみた家族」、増子勝義編著、『新版新世紀の家族さがし』、学文社：20-35

フランスの育児支援による 家族像と政策形成の特徴

—日本社会への示唆—

船橋 恵子

静岡大学人文学部教授

はじめに

フランスは、日本に先んじて「伝統的家族」像が揺らぎ、出産・育児期の女性の就労率を高く維持したまま、出生率回復を果たし、子どもを産み育てやすい社会として知られている。それを支えているのは、①多彩な保育・教育制度、②短時間労働制度、③豊富な家族手当である。本稿では、まずフランスの家族変動、次いで育児支援の三大ポイントを概観し、政策形成の特徴をとらえて、日本社会への示唆を探る。

1 伝統的家族から新しい家族の絆へ —育児政策の前提となる家族像

フランスでは1970年代からパートナー関係が構造的に変化した。晩婚化、自由婚（事実婚）の増加、

自由婚から生まれる「自然子」の増加（1972年6%→2006年50%）、離婚率の上昇（1970年12%、80年22%、90年32%、95年以降は38%前後）、ひとり親家族の増加（1975年9.4%→2005年19.8%）などである。「再構成家族」（子どもを連れて再婚し親の違う子どもを育てる家庭）は、1990年に66万世帯、3.8%と推計された。また同性婚やその他の共同生活を保護する法律として、1999年にPACS（Pacte civil de solidarité）が成立した。当初は同性婚家族の増加を促すものとして議論されたが、PACS登録は急増し、今や結婚登録の半数に迫り、2008年のPACS届け出数の94%が異性間の契約である。このように「伝統的家族」像は揺らぎ、結婚の脱制度化や流動化が進んだが、フランス社会は「カップル文化」とも呼ぶべき性的パートナーシップを大事にする傾向を保ち続けている。

家族法における夫婦間の平等化も進んだ。意外なことに、妻が夫の許可無しに職業活動に従事できるようになったのは1965年、家長概念が廃止され、父権から親権に変わったのは1970年、協議離婚の導入（有責主義から破綻主義へ）は1975年であり、そう古いことではない。1993年には離婚後にも父親と母親が共同親権を行使することができるようになつた。家族法が改正され、再構成家族の子どもが別れて暮らす父親に週末に会いに行く光景は当たり前になつた。それは社会全体の男女平等化と並行していた。男女の賃金平等（1972年）、性別による雇用差別禁止

ふなばし けいこ

東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会学博士。専攻は産育とジェンダーの比較社会学。桜美林大学教授を経て現在、静岡大学教授、男女共同参画担当副学長。

著書：『赤ちゃんを産むということ—社会学からのこころみ』（NHKブックス 1994）、『育児のジェンダーポリティクス』（勁草書房 2006）、『雇用流動化のなかの家族（共編著）』（ミネルヴァ書房 2008）。

(1975年)、女性の権利省の創設（1981年）、女子差別撤廃条約の批准（1983年）、職場のセクシュアルハラスメント禁止（1992年）、パリテ（1995年）などが進められた。

フランスの1970年代からの家族変動とそれへの政策的対応は、パートナー関係の不安定性を前提として、選択の自由を担保しながら、諸個人が新しい家族の絆を模索するのを支える社会的仕組みを形成していった。

2 多彩な保育・教育制度

6歳以下の子どもを持つ親の三分の二が共働きである。それを支えているのが、以下の多彩な保育・教育制度である。

保育ママは、歴史的に乳幼児を預かる女性がフランスには多数存在していたところから、自治体が1980年代から積極的に養成し制度化してきたもので、現在120時間の研修を受けて認可され、3つの就業形態がある。第一は、保育ママの自宅で3人までの子どもを預かるもので、親と保育ママが、受け入れ期間、保育時間、報酬、休暇、保険などについて労働契約を結ぶ。第二は、子の自宅に出張保育するもので、同様の契約を結ぶ。第三は、家庭保育所に雇用されるもので、基本的な保育場所は保育ママの自宅だが、定期的に家庭保育所に保育者と子どもが集まる。親と保育ママは直接の契約関係ではなく、家庭保育所が保育ママに指導・助言し、保育ママの休みの時も代理を手配するなど、集団保育所の確かさと個人保育の融通性を取り入れている。

保育所は、生後3ヵ月から3歳までの子どもを保育する施設で、大多数は地域の公立保育所であるが、民間の保育所や企業保育所、親共同保育所もある。地域の保育所は、その8割が公立で定員60名、朝7時から夜7時くらいまで開いている。保育者対子ども比は、歩かない子ども5人に対して保育者1人、歩く子ども8人に対して保育者1人であるが、子どもには同時に複数の保育者がついていなければならぬ。

保育所は、専門保育士（看護師か助産師の資格+育児学教育1年）と乳幼児教師（バカラレア（BAC）+2.5年）を責任者として、その下に準保育士が多数働いており、医師や臨床心理士も定期的に関わっている。そのため、子どものちょっとした病気への対処が可能となっている。保育費は収入と子ども数、保育時間に応じて決まるが、フルタイム保育では親の月収の12%と高い。親保育所は、親グループが経営し、専門家を置いて、親自身も施設の運営に参加するもので、定員20名程度の小さな保育所である。高まる保育ニーズに供給が追いつかないため、近年は企業保育園が増加している。背景に、企業の保育所支出に対する政府の税金還付が2004年に25%から50%に引き上げられたことや、2010年2月に政府と企業主ネットワークにより「企業と保育所のクラブ」が設立されるなど、企業保育所増設にむけた運動が本格化している。

保育学校は、教育省が所管する3歳からの公教育で3歳以上児ではほぼ全数、2歳児の三分の一が就学している。義務教育ではないが公立の就学前教育（幼稚園）であるため、費用は国と自治体が負担し、親による費用負担はない。同年齢クラス編成、1クラス児童25人に教諭（BAC+5年）1名と助手がつく。日本の幼稚園と異なり、朝から夕方まで学校にいる。昼休みは2時間あり、子どもを家に連れ帰って食事をさせると、朝、昼、夕と送迎のため親は4往復しなければならないが、給食を実費で頼むと丸一日子どもを学校に置くことができる。また保育学校には託児が付設されており、18時頃まで有償で預けることができる。そのため、フランスでは保育問題は3歳になれば解消すると言われている。

ただし、保育学校も小学校も、水曜日が休みなので、水曜日には課外活動センターで子どもを受け入れる。指導員が、スポーツや文化活動を指導する。さらに学校には2週間程度の、秋休み、クリスマス休み、冬休み、春休みに加えて、2ヶ月の長い夏休みと、沢山の休暇がある。そのために、課外活動センターや自治体、民間団体は、子どもだけで参加できるキャ

ンプやスキーなどを企画している。

託児所は、就労の有無にかかわらず子どもを短時間預かる場として、公立・私立さまざまなものが発達した。半日4時間を1単位として、週3回、5回などと、必要性と空席状況に応じて契約できる。スタッフは保育所と同様で、保育の質は高い。専業主婦でも、子どもを預けて病院に行ったり手続きしたりしなければならない機会はあり、育児拘束からのリフレッシュも必要であること、親が共働きではない子どもにも集団生活の中で成長の機会を与えるべきだという考え方から出発しているが、実際にはパートタイム就労の増加につれて、保育所はフルタイム勤務でないと入れないため、パートタイム勤務者のための保育所としての機能も果たしている。

このように多彩な保育・教育制度が発達した背景には、専門家による保育への信頼感があり、フランスでは子どもを他人に預けるのをためらわない傾向がある。ちなみに出産休暇はよく利用されているが、育児休業については利用率があまり高くはない。筆者の家族インタビュー調査でも、育児休業より保育が好まれ、「子どもはできるだけ早く社交化 (sociabiliser) した方がよい」という考え方もあった(船橋2006)。もともと母子関係が密着的でなく、適切な距離がある。フランスの子どもは生まれた直後からベビーベッドで親とは別室で寝かされる。日本の親子が川の字で寝ると対照的である。

3 短時間労働制度

フランスは、2000年1月1日より「オブリ法I」により従業員21人以上の企業において、2002年1月1日より「オブリ法II」により従業員20人以下の企業においても、週35時間労働制に移行した。当時フランスは景気回復期にあり、ワークシェアリングにプラスに働き、27万人の雇用が創出されたという(林・遠藤2002)。6歳以下の子を持つ親に対する2000年のCNAFの調査では、59.5%の母親と55.2%の父親がオブリ法は職業と家庭の両立を改善したと捉え

ていた。しかし、その後景気が悪化して失業者が増え、フランス企業の競争力にマイナスとの意見が経営者から出されるにいたり、2005年には同法の見直しが行われ、35時間制を維持したまま、時間外労働の上限を拡大することになった。とは言っても、30～40歳代の男性の4分の1が週60時間以上働いている日本の労働時間の現実から見ると、雲泥の差がある。

フランスの年間平均労働時間は約1400時間、年に5週間の有給休暇はフルに利用される。日本の家計経済研究所が2004年にパリとリヨンで行った家庭生活調査によれば、午後7時までに帰宅する男性が過半数にのぼり、8時以降が27%、不定が20%程度である。女性では午後7時頃までに7割以上が帰宅、8時過ぎは10%、不定が15%程度である。

短時間労働制が、フランスの子育てを楽にしていることは間違いない。短時間労働制は、仕事に埋め尽くされない個人の時間を大切にするフランス文化に根ざしている。夏の長期バカンス、秋・クリスマス・冬・春のバカンス、安息日として商店が閉まってしまう日曜日、学校の水曜休み、2時間もある長い昼休み、ゆっくり食べる夕食。フランスで暮らすと必ず体験することであるが、このようにゆっくり流れる時間が、フランスの生活文化の中にあり、育児に適していると言えよう。

4 豊富な家族手当

OECDによる子どもの相対的貧困率データ(2000年)を見ると、フランスの子どもの貧困率は、税金や社会保障制度による所得再分配の前は24.1%と高いが、再分配後の実質収入で見ると6.0%に下がる(横田2009)。フランスの家族手当は、子どもの生活する家庭の階層格差を縮めて、すべての子どもに生活保障を与えている。

以下、フランスの豊富な家族手当を、①家族手当、②出産前後の手当、③仕事と家庭の両立に関する手当、④低所得者向けの各種手当、⑤特別な状況への

手当に分けて説明する（金額は2010年、最低賃金の変動にあわせて毎年改定）。

①狭義の家族手当は、第2子から所得制限無しに20歳まで給付される。（給付月額は、2子123.92ユーロ、3子282.70ユーロ、4子441.48ユーロ、以降1子追加ごとに158.78ユーロ加算）第1子にはでない。多子優位のため、出生促進的と評される。

②出産前後の手当として、出産・養子手当（妊娠7ヶ月目に一時金889.72ユーロ、養子を迎えたときは1779.43ユーロ。所得制限有）と3歳未満に対する基礎手当（177.95ユーロ／月、所得制限有）がある。

③仕事と家庭の両立には「選択の自由」が掲げられ、次の2つの手当から選べる。仕事を続けて保育者を雇った場合に、公認保育ママ雇用費の一部や社会保険料を援助する保育方法自由選択補足手当がある。育児休業を選択した場合は、収入の一部を補填するために就業自由選択補足手当（全日休業で月額374.17ユーロ、50%休業で241.88ユーロ）がある。

④低所得者向けに、家族補足手当（3子から月額161.29ユーロ）、新学期手当（子ど�数や学年により違うが、約300ユーロ）、住宅手当がある。

⑤特別な状況に対して、障碍児教育手当（基礎月額124.54ユーロに、程度に応じて93.41～1029.10ユーロが加算される）、病児つきそい手当（ひとり親の場合48.92ユーロ／日、夫婦の場合41.17ユーロ／日）がある。

所得制限のない家族手当（①③⑤）は、普遍主義にもとづき、子どものいる世帯といない世帯との間の水平的再分配を行っており、育児が家計を圧迫しないように配慮している。所得制限のある家族手当（②④）は、階層間の垂直的再分配を行っており、子どもの貧困を防止している。また、最低所得保障の観点から、ひとり親手当（子ど�数と収入により計算。無収入の場合、妊娠女性最高460.09ユーロまで、2子最高828.17ユーロまで）もあり、例えば、無収入のシングルマザーが3歳未満を含む3人の子どもを育てる場合、毎月およそ1600ユーロ（1ユーロ=120円なら約20万円弱）の家族手当を受給できる。その他、妊娠出産にかかる費用の大半は100%払い戻されるので、

フランスでは誰もが望むだけの数の子どもを経済的心配なしに産むことができる。

豊富な家族手当の背景には、「育児は社会全体で担う」という社会的コンセンサスがある。実際に家族手当について子どものいない人にきいても批判的な意見を言う人はおらず、「フランスで生まれた子どもはフランス社会の子どもだ」という答えが返ってくる。ここで家族手当の対象となる子どもは、国籍に関わらずフランスで生活するすべての子どもである。

5 家族手当金庫と家族団体連合会

フランスの家族手当は、政府から独立の全国家族手当金庫（CNAF）および各県の家族手当金庫（CAF）によって給付が行われており、世界的にユニークなシステムである。このフランスに固有の家族手当金庫の歴史は、1920年代の企業連合としての補償金庫の拡大に遡ることができる（深澤2008、繩田2009）。日本にとって示唆的なのは、労働者の家族生活への手当を保障するシステムを経営者たちが自ら連携して作り上げてきたことである。そのため、現代の家族手当金庫の財源は、事業主負担（社会保障拠出金、賃金の5.4%）が最も多く60%を占め、次いで個人の一般福祉税21%、国庫からの拠出11%となっている。家族手当金庫は、各家族に家族手当を給付するほかに、「子ども契約」を結んだ自治体や保育事業者に保育園の設置や運営のための補助金を出している。2009年から2012年までに約12万人分の様々な保育所増設が計画されている。

フランスの家族政策の形成には、家族手当金庫のほかに、全国家族団体連合会（UNAF）が大きな影響力を持っている。職業生活を営む労働者が労働組合を通じて利益を主張していくのと同様に、家族生活を営む生活者が家族団体を結成して社会的に発言していくべきであるという考え方から生まれた、やはりフランスに固有の団体である。全国80万家族と7600団体を擁しており、パリの本部にはライブラリーも備えている。家族に関する団体としては、宗教、

民族、移民、障碍者、性的マイノリティー、性教育、児童虐待防止、ドメスティックバイオレンス防止、カップル関係相談、離婚相談、ひとり親など、様々な課題で結成された自発的組織が連なっている。

政府や市場と区別され第三セクターとも言われる大きな社会組織が、フランスの家族政策の支え手であることから、日本でも企業の社会的責任（CSR）や家族問題に関わる社会的グループの結集が必要ではないかと考えられる。

おわりに

フランスの多彩な保育・教育制度は子どもの発達を社会的に保障するものであり、短時間労働制は効率的仕事と上質な生活のバランスをめざしている。また豊富な家族手当は、次世代育成の負担を社会的に再分配し、子どもの貧困縮小に効果がある。本稿では、フランスが厳しい経済情勢のなかで問題を多々抱えながらも、家族の流動化を前提として、個人も社会も活力のあるWIN-WINの関係となるよう、第三セクターを活かした政策形成を行っていることを述べてきた。日本社会でもフランスと同様に、晩婚化、離婚率の上昇、平等で自由なカップル関係への希求は始まっている。日本の固定的家族観を見直し、一

人ひとりの子どもの育つ環境を基礎に見据えて、日本の子育て支援政策の脱家族主義化を図るべきが来ているのではないだろうか。■

（本稿は、2010年6月20日に社会政策学会「フランスと日本の家族政策・子ども手当」部会で発表したフルペーパー「現代フランスにおける育児支援」をもとに、加筆修正し圧縮したものである。）

《参考文献（日本語のみ、発表年順）》

- 林雅彦・遠藤希代子 2002「週35時間労働制がもたらした影響」『海外労働時報』No.321
船橋恵子 2006『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房
星三和子 2006「フランスの家族・子育て支援」『日仏教育学会年報』第12号（通巻第34号）
神尾真知子 2007「フランスの子育て支援－家族政策と選択の自由－」『海外社会保障研究』160号
柳沢房子 2007「フランスにおける少子化と政策対応」『レ・フレンス』2007年11月号
深澤敦 2008「フランスにおける家族手当制度の形成と展開」上下『立命館産業社会論集』43-4,44-2
横田増生 2009『フランスの子育てが日本よりも10倍楽な理由』洋泉社
繩田康光 2009「少子化を克服したフランスへフランスの人口動態と家族政策へ」『立法と調査』No.297
牧野カツコ・渡辺秀樹・船橋恵子・中野洋恵編著 2010『国際比較にみる世界の家族と子育て』

すべての子どもの 健やかな発達の保障に必要な家族政策

武田 信子

武蔵大学人文学部教授

1 子どもの養育環境を整えるという 国家としての責務

子育ての期間に、子どもに十分な養育環境を与える
られない家族がある。子どもは、一人ひとりが国の未
来を作る人的資源であるから、国は、どの子どもも健
やかに育つような配慮を政策として施行していかなく
てはならない。

全ての子どもの健やかな発達を保障するためには、
(1) 個別家庭への直接支援と、(2) 養育環境としての社会整備という間接支援の双方が必要である。
家族政策という場合は、(1)だけをその範囲とするこ
とになるのだろうが、(1)は、(2)が充実してこそ効果
が得られるもので、(1)と(2)は不可分の関係にある。
(1)のみでは、子どもたちの発達を保障することはで
きない。

たけだ のぶこ

東京大学大学院教育学研究科教育心理学専攻満期退
学。教育学修士。専攻は教育心理学・臨床心理学。武
蔵大学人文学部助教授を経て、人文学部教授、教職課
程委員長。

著書：『育つ・つながる子育て支援』（共著 チャイル
ド本社 2009）、『育てるこの困難』（高石恭子編
共著 人文書院 2007）、『社会で子どもを育てる』（单
著 平凡社新書 2002）他。

財源に制約があるとはいえ、国の未来を作るため
に、日本は子ども対象の施策にどれだけの拠出が必
要と考えているのか、子どもの数を増やすとともに、国
を作り、支える人材の育成をどう行なっていくとして
いるのか、今一度、真剣に問う必要がある。

さて、子どもの養育環境を整えるためには、以下の
5つの点の保障が前記の2点についてそれぞれ必要
である。

- ① 必要最小限の経済基盤
 - ② ゆとりある生活時間
 - ③ ゆとりある生活空間
 - ④ 支え合いの人間関係
 - ⑤ 子育ての担い手
- 5つの点の必要性を順に確認していく。

2 子どもの養育環境を整えるために

① 必要最小限の経済基盤

個別家庭の生理的欲求や安全を満たす必要最小
限の経済基盤の充足については、すでに多くの施策
提言がなされている。家計所得のサポートとして、生
活保護、扶養控除、子ども手当、育休給付、医療費や
教育の無償化、税制優遇措置、所得最低保証、住宅
取得支援などについて、様々な検討がなされている。
子どもの貧困が深刻化し、若年労働者の不安定雇用、
低賃金労働が、婚姻・出産への足かせになっ
ているという分析もある。

憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を子育てしながら営むためには、働き手の確保できない家庭、貧困家庭の場合、①～⑤までのすべての点の保障が必要だが、ひとり親家庭に、車代・エアコン代・旅行費用まで支給される、というオランダの政策と比べると、生まれによって生活や学力に差ができるてしまう日本の子育て家庭の貧困状況について、日本としても特別の対策が必要であると考えさせられる。

一方、子育ての現場で子育ての辛さに追い詰められている親たちの切迫した精神状況を見聞きしている者としては、児童手当の支給で出生率が上がる、と考えることには違和感がある。有給休暇を十分に消化できる、仕事と家庭が両立しやすいなど、子育てをとりまく生活事情の違う欧州の情報を敷衍することは無理があると思う。しかしながら、子どもへの予算配分の少なさを考えれば、形はどうあれ、子育て家庭へのサポートは充実するのが妥当と考えられる。

② ゆとりある生活時間

子育てに限らず、生活そのものにゆとりがなく、睡眠時間さえも削る毎日の中では、夫婦が共に過ごす時間をとることも難しい。男女の出会いの機会も語らいの時間もなくては、子どもを生み、育てることはできない。働き方の見直しが検討され、ワークライフバランス、育休、ワークシェアリング、フレックスタイム、性別役割分業の見直しなどが推奨されているがそれらの実現のためには、企業支援などの具体的な対応が推進されることが必要（島田・渥美2007）と考えられる。

③ ゆとりある生活空間

この観点は、これまで日本の家族政策の中で重視されてこなかったものと思われる。しかし子どもの養育環境として、ゆとりある生活空間の確保は絶対的に必要なものである（日本学術会議 2008）。特に若年層・低所得者層の住宅取得・賃貸に対する支援の工夫が欲しい。

ただ、もし家が窮屈だったとしても、庭がなくても、

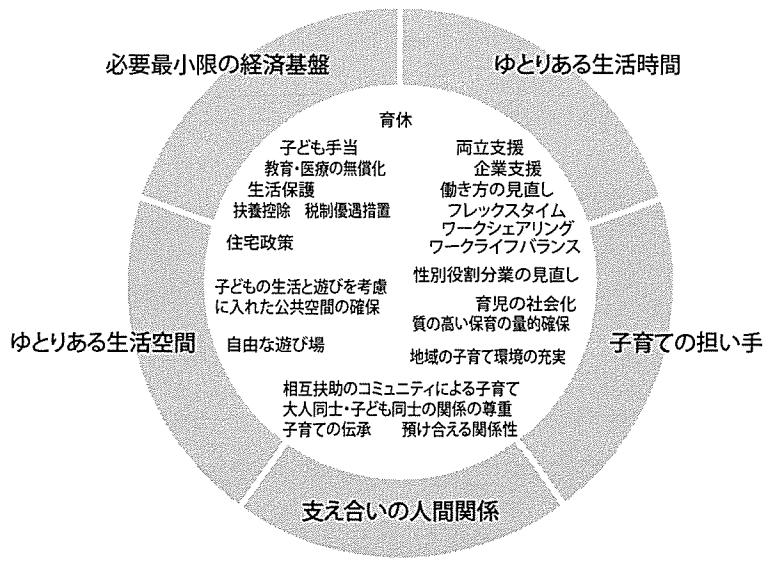
家の外に生活の場、遊ぶ場があれば、子どもたちはそこで過ごすことができるはずである。ところが、今、子どもたちが自由に時間を過ごせる空き地や道路は急速になくなり、街が必ずしも安全安心ではない状況で、子どもたちは遊びかいのない公園や大人の管理つきの学校に閉じ込められようとしている。青少年が集まる場も少ない。自由な遊びは心身の発達に不可欠であり、心理社会的発達上の課題が自由な遊びを通して克服されていくことは、心理学における遊戯療法や、感覚統合の理論や実践、保育学や脳神経科学においてつとに指摘されている。今の日本には、子どもたちが大人の関与なく思い切り遊べる空間がない。乳幼児の頃からの自然な身体的発達や心理社会的発達が気づかぬうちに阻害されている。空間（土地）の経済的価値は実は莫大なものであり、これを全ての子どもたちに保障するには相当な覚悟が必要であるから、大人は真剣にこの問題に取り組んでこなかつたが、日本の未来である子どもたちの健やかな発達を脅かす問題として、対応の検討が始められるべきであろう。

④ 支え合いの人間関係

この10数年間、多額の税金を投入して様々な少子化対策が取られてもなかなか効果が上がらないが、その中でも子どもの数が増えている、あるいは回復したコミュニティが日本各地に多様な形で点在している。しかるみのある伝統的地域ではなく、新しいコミュニティである。それらに共通するのは、暮らしにおける相互扶助の関係があり、皆で工夫して子どもの面倒を見合い、多様な人間が関わる社会を意識的に作っているということである。潤沢なお金が投入されたわけではない。むしろ、足りないものを融通し合っているようなところだ。われわれは今、文化や基本政策の異なる海外の成功例よりもむしろ、日本の中のそういうコミュニティを研究することが必要なのではないだろうか。

たとえば、日本のある地域に、高齢の女性が自分の家を近所の人たちに開放している子育てのひろばが

図 子どもの養育環境を整えるための政策



武田信子(2010)

ある。10年間でここに集まっている家族の出生率は上がっている。子育ての営みが魅力的で、育てかしいがあるからである。裕福な家族が子どもを持つわけではない。この地域にいなかつたら一人しか子どもを持たなかつたかもしれないような、普通のお母さんが、2人目、3人目を生んでいる。

そこでは、近所の料理上手の女性たちが、採れたての旬の野菜を若い親たちに教えながら調理している。訪れた家族は、畳の上に子どもを這わせながら、大人同士で様々な話題でおしゃべりし、作業をしている。少し大きな子どもたちは子どもたちで、庭を走り回り、自分たちでなにやら楽しげに遊んでいる。それはまるで盆や正月に親戚が集まつたかのようだ。洋服もおもちゃもお古だし、子育てに余分なお金がかからない。集う人たちに、支援する側、される側という区別の意識はない。どの子がどの親の子どもであるかは外部の者にはわからないほど、皆が入り混じっている。障碍児や多胎児、一人っ子も混じって、どの子どもたちもどの大人にもなついている。ときには、子どもを他の大人に託して場を離れることもできる。ここでは、誰もが子どもを産み、育てられる。親がべつたり

と直接ケアしていない子どもが育っていく中で、新しい親は徐々に子育ての技を身につけ、親として育つていくことができる。日常の暮らしの中で、様々な葛藤や生活不安を解消しながら暮らしを営むことのできる力と、子どもを育てることのできる自信と能力が育つ（村上 2010）。また、多様な人々の間で育っている子どもたちのコミュニケーション能力は高く、子ども同士の伝承の中で、大人がいなくともうまく遊ぶ術を身につけることができる。このような場で育った子どもは、後々も高い社会適応能力を見せるだろう。

支え合いの人間関係があるこれらのコミュニティを研究し、支援すれば、それは必然的に家族支援になる。家族政策がそのような形で柔軟に考えられてもいいだろう。

⑤ 子育ての担い手

これまで、子育ての担い手は母親が当然とみなされてきた。が、イクメンと称される父親の関与、保育所や子育てサービスへの委託が進み、担い手は多様化してきた。日本ではまだ実親信仰が強いが、子どもにとっては必ずしも四六時中、実親が育てることがベス

トなわけではないという心理学研究の結果は知られている（シャファー 2001）。また、子育ての辛さから、子どもはプロに任せて外に出たいという願望が高まっている現状がある。それらのは非の議論はあるが、現実的に社会の変化に伴って、子育ての担い手の変更が進み、対応が求められているのは確かだ。

母親たちのニーズには、子育て期は子育てに専念したいというニーズ、育てながら働きたいというニーズ、完全に預けて働きたいというニーズ、子育てしたいが経済的な支えが必要というニーズなど、様々なニーズがある。また、虐待や産後うつ、各種の障碍、多胎、片親など、子育てがそもそも困難な家庭の子どもたちの支援を考えられる必要がある。家族の多様化がニーズの多様化を生んでおり、それらに対する柔軟な対応が求められている。

しかし、問題は、とにかく子どもを預ける場を拡充することが課題とされ、待機児童対策で保育所・学童クラブの収容人員を増やす必要性から、都会で子ども一人当たりのスペースを減らす方針が進んでしまったことや、パートタイムの保育士を増やしたり、業者への委託が進んだりするという現状である。子育てにおいては、いかに子どもが健やかに最善の利益を保障されながら育つか、が何よりも優先的に考えられなくてはならない。担い手の議論は、保育の質の確保の議論（と予算）とセットでなされなくてはならないことを強調しておきたい。

3 先進国新しい子育てモデルの必要性

ここまで見てきたように、現在の家族政策は、①の経済的支援と②の時間、⑤の子育ての担い手の確保を中心に考えられているが、③の空間の確保、④の支え合いの人間関係の問題は、家族政策という文脈で顧みられることが少ない。しかし、実際のところ、子育ての現場では③、④の改善なくして家族が安定するということは考えられない。特に①に関しては、たとえば、子どもに必要以上の教育費をかけなければよく育つというわけでは決してなく、子どもの権利の観点に

よって国連から2回も勧告を受けているように、知識偏重・学力重視の社会の中で教育に力を入れることは、かえって子どもの発達を阻害しかねない。③、④は、発展途上国の方がむしろ充実しており、競争中心の経済活動の中で先進国が失ってきたものである。③、④の満たされている国は、たとえ貧しくても忙しくても、子どもたちが笑顔なのである。⑤は担い手の数の確保より質の確保が重要であるということはすでに述べた。

日本では、子どもたちが様々な問題を抱えている。国を支える仕事のできる大人になることが難しくなり、孤独感、希望や目的の持てなさも特徴的である。子どもの心身の発達や心理社会的発達の観点を失っては、子どもの数がたとえ増えたとしても、育った子どもたちが国を支えていくことができないだろう。世界をリードする先進国としての発展の結果が、若者が未来を語れない国となることのないよう、子どもの発達の支援に基づく新しい子育てモデルを作っていくかなくてはならない。

4 カナダのオンタリオ州の報告書 『まず、子どもを』

ここで、参考までに、カナダのオンタリオ州の Ministry of Community and Social Service が1990年に発行した “Children First : Report of The Advisory Committee on Children’s Services” を挙げておく。この報告書は、子どもたちの現状、特にウェルビーイングな状態でない子どもたちの状況に着目し、結果的に全ての子どものエンタitlement（権利付与）の実現を確立する協同的な責任が社会にあるとしたもので、「子どもが体験する不利益な悪循環が未来の経済の生産力と成長に深遠な影響を与えること」を説明し、「未来の社会をサポートする」ための提案を行った。当時のオンタリオ州の子どもと家庭を取り巻く状況は、年少人口の減少、家族像の変化、母親の就労の増大、貧困による子育て・教育の格差の問題化、虐待の増加、若年労働者の低

賃金など現在の日本に似ていた。その後、オンタリオ州では、Child and Youth Serviceが創設され、地域の学校を中心とした子ども青年向けの総合サービスが展開されていくことになる。各分野の専門家（児童福祉、ファミリーサービス、医療、教育、精神保健、看護、司法、心理、職業訓練等）が、様々な子ども関連団体との協議のもとに、子どもとその親に対する社会的サービスのあり方について検討し、答申したもので、この答申内容がすべて政策として実現したわけではないが、子どもの権利条約に先駆けて子どもの権利を保障してきたオンタリオ州の専門家による各種の分析と提言は、タイミングとして現在の日本にちょうど参考になると思われる。

5 日本独自の家族政策の展開を

日本で育っている少ない数の子どもたちの少なくない数が、コミュニケーションに課題を持ち、いじめ・いじめられ、反抗的になり、不登校になり、OECD諸国の中で突出して「孤独を感じている」という結果（UNICEF 2007）を出し、「やりたいことが見つからない」「自尊心が持てない」、ひいては、引きこもり、ニートの状態に陥っていることに対して、そして子どもを抱えた親が、乳幼児期の子育てに悩み、思春期の子どもに不安を抱えて家族を営んでいる、そのためには家族のきずなも揺らぎがちである、という状態に対して、「少子化対策以上に」何らかの家族政策あるいはそれに関連する施策が必要であるこれまで十分に考えられてきたどうか。子育てが大変だということは、子どもの育つ条件が悪化しているということを意味する。この条件を改善していくなければ、たとえ、

親の就労条件が整ったとしても、経済的に安定したとしても家族は別の不安を抱えることになる。経済政策を整え、たとえ少子化を解消したとしても、彼らは国の経済の担い手になりえない。

日本という国はもはや、海外の真似によって何かを達成するには進み過ぎた。確かに欧米より遅れていることはたくさんあるが、それらの社会が「日本の理想」であるかと言えばそうではない。家族政策も、今、日本で起きていることを丹念に捉えて、全ての子どもの健やかな発達の保障に必要な政策は何か、と関連部局担当者や専門家が一から問い合わせ、「子ども」という横糸を通した施策を打ち出す必要があると思う。 ■

《引用参考文献》

- 島田晴雄・渥美由喜著『少子化克服への最終処方箋 政府・企業・地域・個人の連携による解説策』ダイアモンド社 2007
たとえば、日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会「提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言—」2008
村上千幸「暮らし・子育て一体論への転換を」『次世代育成研究・児やらい「第7巻」別冊』 尚絅大学短期大学部子育て研究センター 2010
H. ルドルフ・シャファー著『子どもの養育に心理学が言えること—発達と家族環境』新曜社 2001
Ministry of Community and Social Services Ontario Canada Children First : Report of The Advisory Committee on Children's Services , 1990 (「まず、子どもを 子どものためのサービス諮問委員会報告」社会福祉法人恩寵財団母子愛育会日本総合愛育研究所訳)
Unicef Innocenti Research Centre, An Overview of Child Well-Being in Rich Countries 2007

スウェーデンにおける高齢者ケア —交錯するフォーマル・ケアとインフォーマル・ケア—

西下 彰俊

東京経済大学現代法学部教授

1 スウェーデンの高齢化

スウェーデン中央統計局が、2010年5月に、2110年までの各年齢別人口予測データを公表した。この推計によれば、スウェーデンは、今後も人口が増加し続け、かつ高齢化率も上昇し続ける。2110年には、総人口が約1,145万人に増加し、高齢化率は27.0%に達すると予測されている。この比率がピークであるかどうかは2110年以降の推計値が公表されなければ分からぬ。スウェーデンの高齢化に関する大きな特徴としては、80歳以上の高齢者の比率が、2020年から2030年にかけて急上昇することである。比較的緩やかに高齢化が進んできたが、2020年からの10年間は変化が大きく、10年先の将来を見据えたケア対策が急がれるところである。

他方、わが国は、すでに人口減少社会に突入して

おり、高齢化率のピークは2070年の42.2%と推測されている（西下彰俊,2008a,pp.145-164）。なお2060年から2105年まで参考推計として公表されている。

図表1は、2100年までの両国の高齢化率の推移を示したものである。スウェーデンは今後90年間緩やかに高齢化していくのに対し、わが国は、急激な高齢化を今後60年間にわたって続けること、高齢化率のピーク時の比率は、スウェーデンのピーク時の1.5倍を超えることが分かる。

2 スウェーデンの高齢者ケアの様々な特徴

(1)エーデル改革の評価

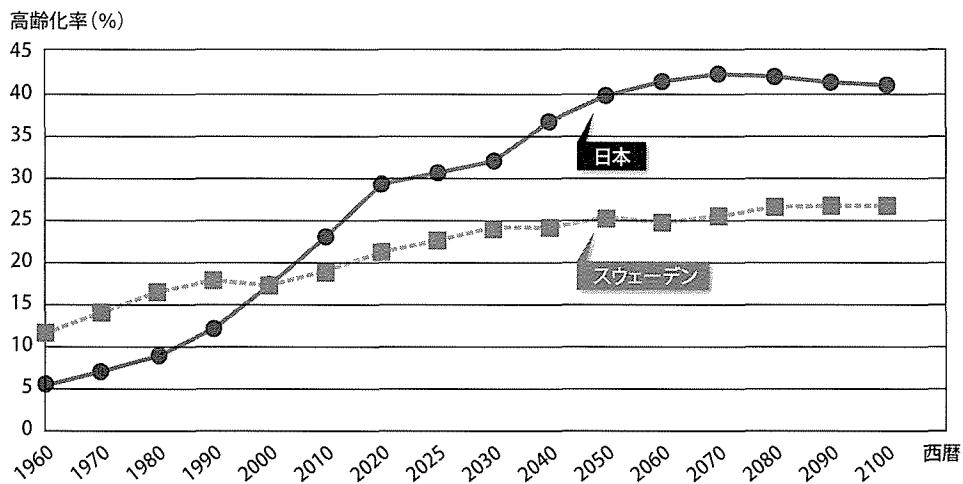
スウェーデンの高齢者ケアは、1992年の「エーデル改革」(Ädel reformen)により、その質が向上した。エーデル改革の内容に関しては、既に多くの文献で紹介されているので、ここでは、エーデル改革により創設され、2010年の現在も存続している一つの制度について紹介しておきたい。

それは、「社会的入院費支払い責任」である。改革前までは、入院した高齢者の疾病が治癒あるいは軽快した後も、そのまま病院に入院させたままにするコムューン（日本の市に対応する基礎自治体）が多かつた。コムьюンにしてみれば、要介護高齢者の入院患者が、そのまま入院を継続するならば、退院した後の受け皿となる在宅ケアや施設ケアの基盤整備を進め

にじした あきとし

1955年生。東京都立大学大学院社会科学研究科社会学専攻博士課程単位取得。社会学修士。専攻は高齢者福祉論・老年社会学。財団法人東京都老人総合研究所社会学部、神戸山手女子短期大学生活学科、金城学院大学現代文化部福祉社会学科を経て、2004年より現職。著書に、『スウェーデンの高齢者ケアーその光と影を追つてー』新評論 2007年（単著）、『世界の介護保障』法律文化社 2008年（共著）、『現代世界の結婚と家族』放送大学教育振興会 2008年（共著）など。

図表1 スウェーデンと日本の高齢化率の変化



出典: Statistiska Centralbyrån, 2010, Population by age and sex year 2010-2110.

国立社会保障・人口問題研究所, 2007.『日本の将来推計人口』厚生統計協会

る必要がない。これが日本と異なる意味での社会的入院であった。

こうした問題状況を解決すべく創設された制度が、この支払い責任制度である。これは、ランディング（日本の県に対応する自治体）が経営する病院において、主治医が医学的処置の終了宣言をした後、6日目以降（土、日、祝日は除く）も当該病院で入院を継続する場合には、オーバーした日数分の超過金を、入院患者の住むコムニーンが病院に支払うというシステムである。2010年現在では、この超過金は一日あたり、急性疾患の場合4,076クローナ（約48,900円、1クローナ約12円）、慢性疾患の場合2,941クローナとなっている。この超過金の設定が契機となり、高齢者ケアの基盤整備に努めるコムニーンが着実に増加した。

筆者の研究によれば、1992年から1997年までは、一コムニーンあたりの病院に支払う超過金の平均額が減少している。コムニーンが要介護高齢者のためのナーシングホームや認知症高齢者のためのグループホーム（これらを総称して、介護の付いた特別住宅と呼ぶ）などの基盤整備を進めた結果である。しかしその後、リバンウンドし再び増加していることが分かった。おそらく、各コムニーンの基盤整備が限界に

達したこと、および新設してもそこで働くべき介護職員が集まらないために、再び社会的入院費を支払うことになったと解釈できる（西下彰俊, 2007, pp.12-24）。

(2) 2002年の社会サービス法改正

・自己負担額の上限額設定

1982年に施行された社会サービス法の第35条第1項に基づき、各コムニーンは在宅サービスについて妥当な手数料を徴収することになった。さらにエーデル改革以後は、在宅サービスに加えて、介護の付いた特別住宅におけるケアサービスについても、サービスを利用する際の自己負担額について各コムニーンが独自に決定することになった。多くのコムニーンは、サービス利用者の税引き後の所得（年金および預金利子などの合計）の多寡と1か月のサービス利用時間数の二つの基準から独自に料金表を作成したが、所得区分やサービス時間の区分はまちまちであった。筆者の研究によれば、2000年当時の幾つかのコムニーンの料金表を比較した結果、同一条件下で6倍前後の格差が生じていた（西下彰俊, 2007, pp.62-77）。

こうした問題状況を受け、スウェーデン政府は、ケ

図表2 高齢者ケアサービスの利用者数・利用率の推移

	2000年		2007年		2008年	
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
ホームヘルプサービス	121,000名	8%	153,700名	10%	156,245名	9%
介護の付いた特別住宅	118,300名	8%	95,230名	6%	95,573名	6%

出典: Statistiska centralbyrån,2001,Statistisk årsbok för Sverige 2001,
Socialstyrelsen,2009b,Äldre-vård och omsorg andra halvåret 2008.

アサービスを利用する高齢者の自己負担額について上限額（マックスタクサ）を設定する。2002年度に改正された社会サービス法により、同年度に関しては、在宅サービスを利用する高齢者の自己負担の月額上限額は全国一律1,516クローナと決められた。この自己負担の上限額は毎年改定され、2010年度は1,696クローナとなっている。なお、自己負担上限額の積算根拠は、社会サービス法第8章に明記されている（西下彰俊,2007,pp.76-77）。

・リザーブドアマウントの下限額設定

同時期に、最低保障金額（リザーブドアマウント）の下限額も設定された。リザーブドアマウントとは、サービスを利用した高齢者が最終的に自分の手元に残すことのできる毎月の金額であり、個人的ニーズを満たすのに十分な額を意味している（井上誠一,2003, p.27）。個人的ニーズに関する積算の費目は、食費、衣服費、余暇・レクリエーション費、家具・台所用品費、消耗品費、衛生品代、新聞代・電話代・テレビ代、医療看護費・薬代、歯治療費、旅行費、庭整備代等である。このリザーブドアマウントに関しても、筆者の研究によれば、約3倍というコムューン間格差が存在した（西下彰俊,2002,pp.84-95）。こうした問題状況に対応し、スウェーデン政府は、サービスを利用する高齢者のリザーブドアマウントの金額について下限額を設定することにした（西下彰俊,2007,pp.75-77）。

具体的には、2002年度の社会サービス法改正により、同年度に関しては、リザーブドアマウントの月額下限額は全国一律で4,487クローナと決められた。

この下限額は毎年改定され、2010年度は4,572クローナとなっている。このリザーブドアマウント額の積算根拠は、社会サービス法第8章に明記されている。以上、2002年度の社会サービス法改正により、在宅サービス利用者も施設サービス利用者も、サービスを利用する高齢者全ての経済生活が、それ以前に比べて二重の意味において改善されたことが分かる。2000年当時に関する筆者の研究で確認できたコムューン間格差が、2002年の社会サービス法改正により著しく解消できたからである。ただし、依然として、各コムューンが独自にサービス利用に関する自己負担額設定の料金システムを持つという実態は、変わっていない。上限額に達しないサービス利用者についてはコムューン間格差が残っている。

3 フォーマル・ケアのサービス提供に見られる変化

既に述べた高齢化率の将来推計を先取りする形で、スウェーデン政府は、在宅ケア、施設ケアの基盤整備を着実に進めているのであろうか。図表2は、ホームヘルプサービスと介護の付いた特別住宅に関して、利用者数と利用率を2000年、2007年、2008年の3時点で比較したものである。ホームヘルプサービスは、2000年の利用者が約12万1,000名であり、利用率は約8%である。2007年は約15万3,700名に増え、利用率も約10%に増加した。しかし2008年には、15万6,245名と実数ではほぼ横ばいであるが、利用率は9%となり1ポイント減少し

図表3 サービス供給に関する変動パターンとコミューンの構成割合

		介護の付いた特別住宅			
		10%以上増加	変動なし	10%以上減少	計
	10%以上増加	1.4 (4)	5.9 (17)	45.7 (132)	52.9 (153)
ホームヘルプ サービス	変動なし	0.3 (1)	7.3 (21)	23.5 (68)	31.1 (90)
	10%以上減少	1.7 (5)	4.2 (12)	10.0 (29)	15.9 (46)
	計	3.5 (10)	17.3 (50)	79.2 (229)	100.0 (289)

注：変動なしには、10%未満の増加や10%未満の減少も含まれる。

出典: Socialstyrelsen,2008, Vård och omsorg om äldre, Lägesrapporter 2007, p.23

た。大きな変化ではないが、在宅ケアの柱であるホームヘルプサービスサービスが僅かに縮小している。

介護の付いた特別住宅については、2000年に11万8,300名が入居しており利用率では約8%あつたが、2007年に9万5,230名とかなり減少し、利用率も6%と2ポイントの減少である。2008年は9万5,573名とほぼ横ばいとなっており、利用率も6%のままである。

全体としてみると、介護の付いた特別住宅の縮小に見合うだけのホームヘルプサービスの増加が見られない。コミューンによるフォーマル・ケアが、現在の財政状況の中では、ほぼ限界に達しているのかも知れない。2009年に関するデータの公表を待ちたい。

さて、図表3は、全コミューンの80歳以上の高齢者に関して、フォーマル・ケアのサービス供給がどのように変化したかを、2000年と2006年で比較した結果である。最も多いのが、介護の付いた特別住宅の利用者が10%以上減少し、かつホームヘルプサービスの利用者が10%以上増加しているコミューンである。全体の45.7% (132コミューン)を占める。次に多いパターンは、ホームヘルプサービスの変動がないのにもかかわらず介護の付いた特別住宅が10%以上減少しているパターンである。全体の23.5% (68コミューン)を占める。3番目に多いのが、両サービスとも10%以上減少しているパターンで、10% (29コミューン)に達しており、深刻な変化と言わざるを得ない。

実は、在宅ケアは以前に比べて、よりケアニーズの

強い（要介護度の高い）高齢者に対象が絞られ、集中的にサービスが提供される傾向にある。その結果として、フォーマル・ケアから押し出されホームヘルプサービスが利用できない要介護高齢者を、比較的ADL（日常生活動作能力のことであり、具体的には、歩行、食事、衣類着脱、入浴、排泄の各能力で介護の必要度を計る）の高い配偶者が介護するという構図ができてしまっている。スウェーデンでは、老親が既婚の子どもや未婚の子どもと同居する文化は存在しない。最近のデータはないが、同居率は2%ないし4%と言われている。従って、この傾向は、老老介護がスウェーデンで増えていることを意味する。家族の負担が重くなっているため、高齢者等が不満を募らせつつあるとの指摘もある（伊澤知法,2006, p.41）。加えて、多くのコミューンに見られるフォーマル・ケアのこうした変化は、結果として、同居中の配偶者だけでなく、別居している子ども達の介護負担を強いることにも直結している。

一人暮らし高齢者の場合、配偶者という介護者が身近にいないことから、コミューンによるサービス提供責任が強いはずであるが、1994年と2000年について比較研究した結果によれば、すでにこの段階で、コミューンによるサービスが減少し、家族・親族によるインフォーマル・ケアが増えていることが指摘されている（Gerdt Sundström et al,2002 ,p.352）。

全体としては、現在スウェーデンでは二つの変化が現れている。一つは、高齢者ケアの脱施設ケア化が

図表4 運営主体別に見たホームヘルプサービスに関する提供時間数および割合の変化

2000年10月1か月間（注1）					2008年10月1か月間（注2）				
コ ミ ュ ー ン に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数	委 託 さ れ た 民 間 組 織 に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数	サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 合 計	コ ミ ュ ー ン に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 割 合 (%)	委 託 さ れ た 民 間 組 織 に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 割 合 (%)	コ ミ ュ ー ン に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数	委 託 さ れ た 民 間 組 織 に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数	サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 合 計	コ ミ ュ ー ン に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 割 合 (%)	委 託 さ れ た 民 間 組 織 に よ る サ ー ビ ス提 供 時 間 数 の 割 合 (%)
3,712,941	349,759	4,062,700	91.4	8.6	3,874,247	719,079	4,593,326	84.3	15.7

（注1）2000年データは、Socialstyrelsen,2001,Äldre-vård och omsorg år 2000,pp.59-72,pp.103-115 より筆者作成。

（注2）2008年データは、Socialstyrelsen,2009,Äldre och personer med funktionsnedsättning- regiform m.m. för vissa insatser år 2008 pp.28-34 より筆者作成。

進み、在宅ケア化が進行するという変化であり、もう一つは、コムニーンの措置による在宅ケアサービスの利用が不可能な要介護高齢者に関して、ケアの家族化、インフォーマル・ケア化が進行するという変化である。なお、後者に関しては、紙幅の関係で十分なエビデンスを示すことができないので、別稿で論じたい。

4 高齢者ケアのプライバタイゼーション

1991年秋から4年間、カール・ビルト(Carl Bildt)首相率いる稳健党を中心とする保守・中道連立政権は、選択の自由革命を掲げ、社会サービスの民間委託化を進めた。その後政権が変わってからも、高齢者ケアの分野において、現在に至るまで民間委託化が進行している。民間委託化は、競争原理を導入しケアの質を高める目的で進められてきているが、民間委託化を進めるか否かは、各コムニーンのコムニーン議会議員で構成される社会サービス委員会が決定する。同委員会は、入札に応募した当該コムニーンの運営部門や民間組織から提出された運営計画書を吟味し、一つの組織を採択する。

図表4は、2000年と2008年の二時点で、ホームヘルプサービスの時間数について、コムニーンと民間組織で運営の時間数・割合を比較することにより、民間委託化の変化を示したものである。2000年時

点でスウェーデン全体における民間委託率は8.6%であったものが、2008年には15.7%に増加している。民間委託化を進めているコムニーンは、稳健党系の保守ブロックが与党である場合が多い。逆に、コムニーンがホームヘルプサービスの全責任を負っているコムニーンは、社会民主党系の革新ブロックが与党である場合が多い(西下彰俊,2009, pp.39-54)。

図表5は、介護の付いた特別住宅に関して、同様に二時点で比較したものである。同表によれば、2000年時点でスウェーデン全体における民間委託率は11.4%であったものが、2008年には15.4%に増加している。介護の付いた特別住宅の民間委託と政党との関連性は、ホームヘルプサービスの場合と同様の関連性が指摘できる(西下彰俊,2009, pp.39-54)。

ケアのプライバタイゼーションに関連する法律として、自由選択法が2009年1月1日に施行された。同法は、利用者である高齢者が社会サービスおよび医療サービスの供給者を主体的に選択する権利を有することを規定した法律である。社会サービスにおけるサービスの供給者は、コムニーンおよび複数の民間事業者である。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス、介護の付いた特別住宅など様々なサービスが存在する中、各コムニーンは、これらのサービスのそれぞれについて、サービスの供給者の

図表 5 運営主体別にみた介護の付いた特別住宅の入居者数および割合の変化

2000年10月1日時点 (注1)					2008年10月1日時点 (注2)				
ココミュー ン運営の 入居者数	委託され た民間運 営の入居 者数	合計数	コミューン 運営の割合 (%)	民間運営 の割合 (%)	コムニーン 運営の入居 者数	委託され た民間運 営の入居 者数	合計数	コミューン 運営の割合 (%)	民間運営 の割合 (%)
106,807	13,676	120,483	88.6	11.4	81,721	14,825	96546	84.6	15.4

(注1) 2000年データは、Socialstyrelsen,2001,Äldre-vård och omsorg år 2000,pp.59-72 より筆者作成。

(注2) 2008年データは、Socialstyrelsen,2009,Äldre och personer med funktionsnedsättning- regiform m.m. för vissa insatser år 2008 pp.35 - 41 より筆者作成。

リストを、利用者に提示することになる。なお、この法律に関する概要と今後の可能性については、別稿ですでに論じている（西下彰俊,2009, pp.39-54）。

5 もう一つのフォーマル・ケア

コミューンが提供するもう一つのフォーマル・ケアの形態として、親族ヘルパーのサービスがある。利用者は決して多くはないが、移民者の家族介護ニーズを含め、様々なニーズに対応しようとしている点が、スウェーデンの特徴である。同サービスは、65歳以下で年金を受給していない親族や親しい友人が、要介護高齢者の介護を自宅で行うものであり、コミューンのニーズ判定員による認定を受ければ、コミューンのホームヘルパーと同一基準の賃金を得ることが可能である。インフォーマル・ケアに対して現金を支給することにより、フォーマル・ケアに取り込む形である。ただし、このサービスは全てのコミューンに設けられているわけではなく、また親族ヘルパーに支払われる報酬額もコミューンによって異なるという点でコミューン間格差も生じており、親族ヘルパーに関する評価には、慎重な議論が必要とされる。

コミューンによる介護者家族・親族支援について
は、1999年に改正された社会サービス法にすでに
盛り込まれている。第5章第10条に、「社会福祉委

員会は、長期療養患者、高齢者、機能が十分でない人といった家族メンバーをケアする介護者を直接サポートしたり精神的な負担を軽減させたりするサービスを提供すべきである」と明記されていたが、2009年7月1日に、同条文は「家族メンバーをケアする介護者を直接サポートしたり、精神的な負担を軽減させたりするサービスを提供しなければならない」と改正され、コミューンによる介護者家族へのサービス提供義務が強制力のあるものになった。

この社会サービス法の改正を受けて、各コミューンは以前にも増して、介護者家族・親族支援のプログラムを充実させている。実は、同法の改正以前から、コミューンによる家族・親族介護者支援は活発化しており、2008年までの過去5年間では、ショートステイサービスやデイサービスなどの伝統的なレスパイトケア以外に、健康増進活動、介護者教育、介護者出会いセンター、ボランティアセンター、カウンセリング、介護者援助グループなどのプログラムが増えており、このうち、介護者援助グループ、介護者教育、ボランティアセンターについては、ボランティア組織、非営利組織との協働が進んでいる（藤岡純一,2010,p.99）。

6 もう一つのインフォーマル・ケア

スウェーデン政府は、2006年に今後10年間の

『高齢者看護・高齢者ケアに関する国家推進プラン』を発表した (Regeringen,2006)。

このプランによれば、ボランタリー組織は、特に公的セクターが対応できない領域やニーズに焦点をあてることにより、家族介護者や高齢者自身の支援の分野で大きな可能性を持つアクトーとして考えられている。ボランタリー組織の役割は高齢者が感じる孤立や孤独を緩和させ、社会的ネットワークや個人的関係を作り出すために機能することであると考えられている (ビヨーン・アルビン他,2008,p.80)。

スウェーデンでは、性別に関わらず定年退職年齢までは労働市場への参加率が高い。従って、ボランタリーな組織のメンバーとしては、より若い(前期)高齢者が想定されている。彼らは、地域社会で孤立する一人暮らしの後期高齢者や高齢者夫婦の情緒的サポートを担っている。より若い(前期)高齢者は、全国年金生活者連合やスウェーデン年金受給者連合といった年金生活者の組織、スウェーデン赤十字協会、スウェーデン教会等への参加を通して、孤独な高齢者や要介護高齢者との社会的交流を行う。また、先に述べたように、コミューンが別組織と協働で設けたボランティアセンターでのプログラムを通じて、高齢者へのボランティア活動を行う。

こうしたボランティア活動は、近年徐々に増えつつあるが、コミューンが提供するホームヘルプサービスなどの直接的な手段的なフォーマル・ケアを代替することはない。あくまでも、情緒的なサポートにとどまるものである。

7 結 論

スウェーデンの高齢者ケアは、様々な意味において、岐路に立たされているというのが筆者の判断である。既に確認したように、高齢化率が今後100年上昇するという推計が示される中、サービスを高齢者に直接提供するフォーマル・ケアは、「停滞」もしくは「後退」の局面にある。と同時に、社会サービス法の改正により、インフォーマル・ケアの当事者である家族・

親族介護者支援に対するコミューンの責任を強化することを通じて、間接的なフォーマル・ケアを「進展」させる方向にある。

フォーマル・ケアとインフォーマル・ケアが交錯する中、岐路に立つスウェーデンが今後どのような方向に進むのか、その結果として高齢者ケアの質と量がどのように変化するのか、目が離せない。■

《引用・参考文献》

- 伊澤知法,2006 「スウェーデンにおける医療と介護の機能 分担と連携」『海外社会保障研究』No.156,pp.32-44
井上誠一,2003 『高福祉高負担国家 スウェーデンの分析』中央法規
Gerdt Sundström et al,2002, "The shifting balance of long-term care in Sweden", *The Gerontologist*,Vol.42 No.3 pp.350-355
Socialstyrelsen,2001,Äldre-vård och omsorg år 2000
Socialstyrelsen,2009a,Äldre och personer med funktionsnedsättning- regiform m.m. för vissa insatser år 2008
Socialstyrelsen,2009b, Äldre-vård och omsorg andra halvåret 2008.
Statistiska centralbyrån,2001,Statistisk årsbok för Sverige 2001
西下彰俊,2002,「スウェーデンにおける高齢者福祉サービスのコミューン間格差に関する研究」科学的研究費補助金報告書」(基盤研究(c)(2))
西下彰俊,2007 『スウェーデンの高齢者ケア』新評論
西下彰俊,2008a 「スウェーデンの高齢者と家族関係・社会関係」宮本みち子ほか編『現代世界の結婚と家族』放送大学教育振興会,pp.145-164
西下彰俊,2008b 「スウェーデンの介護保障」増田雅暢編『世界の介護保障』法律文化社
西下彰俊,2009 「スウェーデンにおける高齢者ケアの民間委託化と自由選択法の制定」高齢者住宅財団編『いい住まい いいシニアライフ』Vol. 91, pp.39-54
ビヨーン・アルビン他,2008 「スウェーデンにおける高齢者の家族介護者の現状」地域福祉学会編『地域福祉研究』No.36, pp.72-80
藤岡純一,2010 「スウェーデンにおける家族・親族介護者支援とボランティア組織」『北ヨーロッパ研究』第6巻,pp.95-103
Regeringen,2006,Nationell utvecklingsplan för vård och omsorg om älder, Prop 2005/2006:115

ひとり暮らし高齢者に対する 政策課題と方向性

安達 正嗣

千里金蘭大学現代社会学部教授

日本は現在、グローバル・エイジングとよばれる全世界規模の高齢化に関してみても、先進国である。国立社会保障・人口問題研究所によれば、日本の高齢化率（全人口に対する65歳以上の割合）は、2010年には22.6%に達しており、スウェーデン18.3%、イタリア20.4%、ドイツ20.5%を押さえて、世界第1位となっている。さらに2050年においても、高齢化率37.8%で世界第1位を維持すると推計されているのである。

こうした人口の高齢化と同時に、65歳以上の者のいる高齢者世帯も、近年において構造的に大きな変貌を遂げてきている。家族主義的な福祉国家と言われる日本では、家族の変化が高齢者政策を大きく左右する重要な要因となることは、しばしば指摘されてきた。加えて最近、未婚率や離婚率が上昇するなかで、生涯独身の男性高齢者、ならびに離別した女性高齢者によるひとり暮らしの急増が見込まれている。

あだち まさし

1957年生。甲南大学大学院人文科学研究科応用社会学専攻博士後期課程。博士（社会学）。専攻は家族社会学・老年社会学・コミュニケーション論。兵庫県家庭問題研究所主任研究員、関西女学院短大助教授、名古屋市立大学助教授を経て現職。

著書に『高齢期家族の社会学』世界思想社（単著）、「家族変動のなかの高齢者」金子勇編『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房など。

また、形態的な変化だけでなく、高齢者と家族の関係に関する家族規範も急速に変化していると言える。

本稿は、ひとり暮らし高齢者の急増に焦点をあてて、近年における高齢者福祉政策の展開を家族との関連で見直し、ひとり暮らしの高齢者に対する政策課題を提起するものである。

1 未婚・離婚のひとり暮らし高齢者の 増加傾向

日本の高齢者世帯の構造的変化で顕著な特徴は、子と同居する高齢者の減少が1980年以降に極めて急速であったことである。80年の時点では「三世代同居世帯」の割合は、50.1%とほぼ半数をしめていたが、2008年には18.5%と大幅な減少を示している。それに対して「夫婦のみの世帯」は約2倍近く（16.2%から29.7%へ）、「ひとり暮らし世帯」は2倍以上（10.7%から22.0%へ）、というように逆に急増している。高齢者世帯は、構造的に多様化の傾向にあると言える。

もう1つの重要な特徴は、「親と未婚の子の世帯」の割合が1980年10.5%から2008年18.4%へと着実に徐々に増加していることである。成人子の未婚化の影響もあり、95年以降は増加の速度が増してきている。将来は、高齢の親が亡くなった後にも、その子が未婚のひとり暮らしで高齢期をむかえることによって、さらにひとり暮らしの高齢者世帯になる可

能性は高いと予測される。

30年ほどの間に、高齢者世帯がこれほど大幅に変わったことは、かつてない大きな家族変動であるが、このように最も目立つのは、ひとり暮らしの高齢者の急増である。この背景には、子世代の老親扶養意識の変化だけでなく、高齢者自身による家族からの自立・自律意識の向上などといった家族規範の変容があると考えられている。

さらに、総務省「国勢調査」から50歳以上の男女の未婚率と離別率をみると、1990年から2005年の15年間で、男女ともに各年齢で未婚者と離別者が増加していることが示されている。50歳代に焦点をあてるならば、男性の未婚者については50～55歳(4.3%から14.0%へ)と55～59歳(2.9%から9.7%へ)で3倍以上となっており、女性の離婚者については50～55歳(4.8%から8.1%へ)と55～59歳(4.3%から7.5%へ)と増加傾向にある。もちろん、これらの未婚者や離婚者が高齢期まで有配偶にならずに、ひとり暮らしでいるとは限らないが、ひとり暮らし高齢者のなかでそうしたケースの大幅な増加が見込まれることは確かである。

2 ひとり暮らし高齢者の生活状況の特徴

標準的とされてきた従来の家族周期では、子が結婚などによって独立したことにより夫婦のみの暮らしとなり、夫か妻のどちらかが配偶者を喪失することによって、子と途中同居しなければ、ひとり暮らしとなるケースが大部分と考えられてきた。しかしながら、もはや家族周期外の高齢者は、以前のように特異なケースとしてはかたづけられなくなった。はじめから自分の家族をつくらない生涯未婚者、あるいは離別者、そして高齢の親と同居する未婚の子自身が、高齢期に達してそのままひとり暮らしに至ることを政策的にも充分に想定していく必要が生じたわけである。

では、ひとり暮らし高齢者には、どのような特徴がみられるのであろうか。

内閣府のおこなった「世帯類型に応じた高齢者の

生活実態等に関する意識調査」(2006年)によれば、ひとり暮らし高齢者世帯では、女性より男性において家族、親族、近隣との接触頻度が少なく社会的に孤立する傾向にある。奥山正司(2009年)によれば、ひとり暮らし高齢者に関する最近の調査研究の結果をみると、身体的能力が低下した高齢者ほど、子との接触頻度が減少する傾向がみられ、全体的に低所得者が多い半面で、子や家族との接触頻度は概して高く、IT技術の発達により遠方別居においても生活の把握が容易になっている。白波瀬(2009年)は、標準的なライフコースを離れた未婚のひとり暮らしに対する社会的ペナルティや経済リスクは、標準的な場合とは異なって、女性よりも男性のほうが高いとされている。ひとり暮らし高齢者のなかでも、とりわけ未婚の男性高齢者において孤立化傾向、さらにその後の介護についても懸念されることになる。

3 高齢者福祉政策における家族の位置づけの変遷

ここで、家族との関連において、日本の高齢者福祉の変遷をみておきたい。

1963年に制定された老人福祉法では、家族の扶養や介護が受けられない身寄りのない高齢者に対する救済であり、家族は法的適応の対象ではなかった。三世代同居家族が多数をしめており、高齢者は家族のなかにいることが当然視されていた時代では、まだごく少数であった未婚・離婚のひとり暮らし高齢者などの救済が目的となっていたのである。

1973年の石油ショック後の不況により盛んになった「福祉見直し論」では、個人の自立・自助を基礎に家庭、職場、地域社会の連帯のうえに政府が福祉をおこなうという論調が目立つようになるが、家族については具体的に議論されなかった。しかし、家族の変化にともない、私的扶養および家族のニード充足機能の脆弱化が徐々に認識されてきて、社会的扶養や家族支援が必要性であるという指摘がなされるようになる。

80年代に入ると、在宅福祉や要介護老人対策が主要な政策課題となり、家族へのサービスや財政的な支援の必要性が提言されてくる。ただし、実際の施策の中では費用負担が強化され、80年以降には本人と扶養義務者の双方からの徴収となり、家族の扶養義務の責任がより強く求められる結果となっている。

2000年から始まった介護保険制度では、「介護の社会化」が大きく掲げられたが、家族介護者を直接支援する給付は組み込まれず、別立ての国庫補助事業としてより質の高い家族介護を続けられるようにするための「家族介護支援特別事業」が創設された。現在、介護保険制度についてはさまざまな問題点を解決する方向で改革がおこなわれてきているが、当初の老人福祉法のように弱者としての高齢者個人の救済から、介護の外部サービス化による家族支援を中心にして展開する方向へとむかっており、むしろ家族介護の質向上の重要性が強調されるようになってきている。他方では、家族介護者が自分らしい生活の質を維持できるようにする支援が不可欠であるとして、北欧諸国が進めている「脱家族化」による家族に頼らない福祉政策を参考にした、別居や就労と介護が両立できるシステムの整備も議論されている。

しかしながら今後、さきに述べたように未婚・離婚のひとり暮らし高齢者の増加にともなって、家族介護の不可能なケースが増大していくと予想されている。そのため最近では、地域社会による包括的な介護システムの構築が重要な政策課題として浮かびあがつてきているのである。

4 地域社会でのひとり暮らしの 男性高齢者の孤立化

オランダ、ドイツなどといった介護保険制度、ならびにアメリカなどの介護保障制度をおこなっているOECD諸国の原則は、「aging in place」、つまり高齢者が住み慣れた地域社会のなかで高齢期を過ごせることである。地域の人びとの助言や支

援を得ながら、高齢者自身がこうした介護制度を活用して地域社会の一員として過ごせるようにするための制度という認識がなされている。

日本の場合にも、基本的には同じ原則である。しかしながら、介護保険制度が主に在宅で介護する家族への支援として運用されているように、高齢者は家族を媒介として住み慣れた家屋や地域で過ごすということになっている。したがって、家族から離れたひとり暮らしの高齢者世帯の地域とのつながりは、他の世帯に比べて弱くなりやすい。

最近、内閣府のおこなった「高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査」(2010年)をみても、「ふだん近所の人との付き合いがほとんどない人の割合」では、ひとり暮らし世帯では女性(8.3%)に比べて男性(21.6%)の割合は高くなっています。未婚者(21.2%)や離婚者(11.8%)は、有配偶で同居家族のいる人(4.6%)に比べて大きな割合になっている。同様に、内閣府による「高齢者の生活実態に関する調査」(2008年)においても、「困ったときに頼れる人がいない人の割合」では、ひとり暮らし世帯では女性(9.3%)に比べて男性(24.4%)の割合がやはり高く、未婚者(20.2%)や離婚者(11.3%)は、有配偶で同居家族のいる人(2.1%)に比べて大きな割合である。さらには健康状態や経済状態などに影響されると思われるが、地域社会における男性のひとり暮らし高齢者、とくに未婚の場合の孤立化傾向は明らかである。

5 政策課題としての地域社会における 高齢者の「居場所」づくり

近年の社会福祉では、社会的排除された人びとを社会的に包括していくためのソーシャル・インクルージョンの議論が盛んであるが、とくに重要な点は当事者による主体的な参加がいかに引き出せるかにある。そこで政策課題を提起するならば、男性高齢者が自主的にコミュニケーション能力を掘り起こして活かせるような「居場所」づくりが必要なのであり、そこから

自分なりの地域ネットワークを形成できるように促していくことができるかどうかが重要となっているのである。

すでに全国各地で、高齢者の「居場所」づくりを支援する取り組みはおこなわれてきている。たとえば、内閣府『高齢社会白書』では、ニュータウンの団地内の「毎日オープンのカフェタイプ」、商店街に設置された「市の遊休施設を活用した場所提供タイプ」、福祉施設内の「地域住民と行政、福祉施設が連携して運営するタイプ」といった高齢者の「居場所」づくりの実例を紹介している。

以上のように、ひとり暮らし高齢者が「居場所」を見つけて地域ネットワークを形成して孤立化しないように促すことによって、長期に発見されないような孤独死の問題も回避できることになり、介護保険制度の利用が必要になった場合にも、高齢者自身のつながりを活用した地域内のスムーズな連携が可能となるわけである。

また、男性高齢者と健康についてのイギリスでの調査(2004年)によれば、日本も同様な結果と思われるが、配偶者のいる男性高齢者は単身者に比べて、健康を損なうような行動をとらないという結果が示されている。これは、配偶者という「生活の世話人・監視人」がいるためとされている。地域ネットワークのなかで、高齢者同士が相互に健康などに対する「生活の世話人・監視人」となっていくことも有益となるであろう。

もちろん現実には、高齢者がそこを自分の「居場所」として認識するにはさまざまな困難な問題が生じると予想されるが、試行錯誤を繰り返しながらも、増大する未婚・離婚のひとり暮らし高齢者の孤立化を少しでも防ぐ方策を積み重ねていくことが求められているのである。■

《参考文献》

- 安達正嗣(2010)「高齢期家族研究のパースペクティヴ
再考—「家族」から「家庭」再構築へ—」『家族社会
学研究』、第22巻・第1号、12~22頁。
アラン・ウォーカー、キャサリン・ヘイガン・ヘネシー編、
山田三知子訳(2009)『高齢期における生活の質の探
究—イギリス高齢者の実相—』ミネルヴァ書房。
イエスター・エスピニン・アンデルセン、林昌宏訳(2008)『ア
ンデルセン、福祉を語る—女性・子ども・高齢者—』
NTT出版。
国立社会保障・人口問題研究所編(2010)『2010 人
口の動向 日本と世界 一人口統計資料集一』(財)厚
生統計協会。
奥山正司(2009)『大都市における高齢者の生活』法政
大学出版会。
増田雅暢編(2008)『世界の介護保障』法律文化社。
内閣府(2006)『世帯類型に応じた高齢者の生活実態等
に関する意識調査』。
内閣府(2008)『高齢者の生活実態に関する調査』。
内閣府(2010)『高齢者の地域におけるライフスタイルに
関する調査結果』。
内閣府(2010)『高齢社会白書』。
白波瀬佐和子(2009)『日本の不平等を考える—少子高
齢社会の国際比較—』東京大学出版会。
園田恭一・西村昌記編(2008)『ソーシャル・インクルー
ジョンの社会福祉』ミネルヴァ書房。